

新	旧
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>(略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 <u>隠れた米・梅の名産地 高知市 濁酒・リキュール特区</u></p> <p>(略)</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>元来、酒文化が根付いていることを全国に広く知られている高知としては、シンボルである鏡川の水を使った酒造りは悲願であり、全国的に知名度の高い坂本龍馬も幼少時代に泳いだ鏡川の水で造った濁酒や<u>地域の特産物である梅、柚子、柿、梨、ヤマモモを用いたリキュール</u>というのは魅力的である。</p> <p>当該特別区域には、現存する豊かな自然利用した全国的に人気のある宿泊場所もあり、そこで地域の農産物と合わせた濁酒やリキュールメニューの提供や新たな土産物の開発などを行い、バンガローや農家民宿では、濁酒やリキュールを囲んだ「いろり」団欒やわさびや山菜料理などの「もてなし」を提供し、とすれば心身ともに疲れがちな都市部の人に安らぎと癒しを与え、滞在型観光を充実させる。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>(略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 <u>高知市濁酒特区</u></p> <p>(略)</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>元来、酒文化が根付いていることを全国に広く知られている高知としては、シンボルである鏡川の水を使った酒造りは悲願であり、全国的に知名度の高い坂本龍馬も幼少時代に泳いだ鏡川の水で造った濁酒というのは魅力的である。</p> <p>当該特別区域には、現存する豊かな自然利用した全国的に人気のある宿泊場所もあり、そこで地域の農産物と合わせた濁酒メニューの提供や新たな土産物の開発などを行い、バンガローや農家民宿では、濁酒を囲んだ「いろり」団欒やわさびや山菜料理などの「もてなし」を提供し、とすれば心身ともに疲れがちな都市部の人に安らぎと癒しを与え、滞在型観光を充実させる。</p> <p>(略)</p>

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 中山間地域の付加価値の向上

環境農業や市民農園、棚田の観光化等や昨今の安全な食を求めるブームを利用し、地元農産物を消費者の見える位置で生産し、直販所や露地市で販売するほか、地元農産物を利用した濁酒やリキュールを農家食堂や農家民宿の食事等で提供することにより、観光産業として一体化させ農業衰退に歯止めをかける。

また、都市部から1時間圏内の場所で豊かな自然を享受できる立地条件を活かし、人と自然が調和するIターン、Uターンによる定住の促進、ふらりと訪れて失われつつある団欒や癒しを感じることができる場所を目指す。

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 中山間振興の推進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される濁酒やリキュールとアユ等の食材を有効に活用し、地産地消型産業の推進を図り、中山間振興策を推進する。

高齢化、過疎化の一途を辿っている地区であり農林業の不振や高齢化、過疎化で中山間地域は疲弊し、地域は崩壊の危機に瀕している状況に歯止めをかける。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 中山間地域の付加価値

環境農業や市民農園、棚田の観光化等や昨今の安全な食を求めるブームを利用し、地元農産物を消費者の見える位置で生産し、直販所や露地市で販売するほか、地元農産物を利用した濁酒を農家食堂や農家民宿の食事等で提供することにより、観光産業として一体化させ農業衰退に歯止めをかける。

また、都市部から1時間圏内の場所で豊かな自然を享受できる立地条件を活かし、人と自然が調和するIターン、Uターンによる定住の促進、ふらりと訪れて失われつつある団欒や癒しを感じることができる場所を目指す。

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 中山間振興の推進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される地酒とアユ等の食材を有効に活用し、地産地消型産業の推進を図り、中山間振興策を推進する。

高齢化、過疎化の一途を辿っている地区であり農林業の不振や高齢化、過疎化で中山間地域は疲弊し、地域は崩壊の危機に瀕している状況に歯止めをかける。

項目	平成20年度 (実績)	平成22年度	平成26年度	平成31年度
人口減	△179 人	△250 人	△250 人	△250 人

(2) 観光産業の支援

この地域は、標高 1,177 メートルの工石山を抱え、上流域にはアユやアメゴ、またサンショウウオ、カジカカエル、石楠花、ヒメシャラ、ツガ、モミジ、カエデ、桜などの植物、キビタキ、オオルリ、シュウビン、キジ、ツグミ、セグロセキレイ、鴨等の鳥類や、鏡川 20 景と賞される滝等景勝地や温泉もある自然豊かな流域である。濁酒やリキュール製造による地域の見直しとともにこの自然を活かし、清流観察サイクリングコースや清流駅伝、森林の醸し出すヒトンヒチッドによる癒し効果を期待するグリーンツーリズムなど体験型観光や濁酒やリキュールとの組み合わせによる新たなイベントに取り掛かる。

項目	平成20年度 (実績)	平成22年度	平成24年度	平成26年度
中山間地域イベントへの来場数	700 人	1,000 人	1,000 人	2,000 人

(3) 農山村・都市交流の促進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される濁酒やリキュールの製造生産の産業化を実現し、アユ等の食材の有効活用を行い地産地消型産

項目	1年後	5年後	10年後
人口減	20 人	△20 人	△50 人

(2) 観光産業の支援

この地域は、標高 1,177 メートルの工石山を抱え、上流域にはアユやアメゴ、またサンショウウオ、カジカカエル、石楠花、ヒメシャラ、ツガ、モミジ、カエデ、桜などの植物、キビタキ、オオルリ、シュウビン、キジ、ツグミ、セグロセキレイ、鴨等の鳥類や、鏡川 20 景と賞される滝等景勝地や温泉もある自然豊かな流域である。濁酒製造による地域の見直しとともにこの自然を活かし、清流観察サイクリングコースや清流駅伝、森林の醸し出すヒトンヒチッドによる癒し効果を期待するグリーンツーリズムなど体験型観光や濁酒との組み合わせによる新たなイベントに取り掛かる。

項目	1年後	3年後	5年後
中山間地域イベントへの来場数	300 人	1,000 人	2,000 人

(3) 農山村・都市交流の促進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される濁酒の製造生産の産業化を実現し、アユ等の食材の有効活用をおこない地産地消型産業の推進

業の推進を図り，中山間振興策を推進する。

項目	平成20年度 (実績)	平成22年度	平成24年度	平成26年度
濁酒 生産量	700 リットル	1,500 リットル	2,000 リットル	3,000 リットル
製造者数	2者	2者	3者	5者
リキュール 生産量	二	1キロリットル	1キロリットル	2キロリットル
製造者数	二	1者	1者	2者

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

(略)

③ ソーメン流し

鏡吉原の「百日紅」グループが近自然工法で整備した鏡川支流吉原川の清流を活かしたソーメン流しを夏に行っている。涼を求める市民等が清流の味覚を味わいに訪れている。

を図り，中山間振興策を推進する。

項目	1年後	3年後	5年後
濁酒生産量	300 リットル	500 リットル	1,000 リットル
製造者数	2者	3者	5者

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

(略)

③ ソーメン流し

鏡吉原の「百日紅」グループが近自然工法で整備した鏡川支流吉原川の清流を活かしたソーメン流しを夏に行っている。涼を求める市民等が清流の味覚を味わいに訪れている。

④ どぶろく・梅酒祭（仮称）

鏡梅ノ木地区の特産品である米で作った濁酒と梅で作った梅酒の祭を行うことにより、市内外からの集客及び梅ノ木地区のPRが可能となる。また、同地区での既存の都市交流事業との相乗効果が見込める。

(略)

(略)

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下濁酒という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に該当する者で、濁酒製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高知市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に該当する者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に該当する者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食業））を併せ持つ農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ持つ農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において、本事業の実施主体が当該特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6kl））の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストランを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許が受けることが可能となる。

濁酒製造の取り組みは、農家収入の一翼を担い、地域振興を促し、併せて濁酒飲用ということで地域交流や観光資源ともなり、地域再生の起爆剤としても期待の大なるものがある。

(略)

5 当該規制の特例措置の内容

濁酒製造の取り組みは、農家収入の一翼を担い、地域振興を促し、併せて濁酒飲用ということで地域交流や観光資源ともなり、地域再生の起爆剤としても期待の大なるものがある。

(略)

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

自己の酒類の製造場において、地域の特産物である梅、柚子、柿、梨、ヤマモモを用いてリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に該当する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高知市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に該当する者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に該当する者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物である梅、柚子、柿、梨、ヤマモモを原料としたリキュ

ールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

リキュール製造の取り組みは、農家収入の一翼を担い、地域振興を促し、併せてリキュール飲用ということで地域交流や観光資源ともなり、地域再生の起爆剤としても期待の大なるものがある。

清流鏡川のイメージアップともなり、地域活性化にも繋がるものであり、当該特例措置の適用が必要であると考える。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、定期的に市では無免許製造の防止等、その他の酒税法上の規定に違反等しないよう広報誌、広報番組にて指導、監督を行っていく。